

千葉市動物公園物品協賛取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、千葉市動物公園（以下「園」という。）への物品の協賛（広告付きの備品、消耗品又は印刷物の提供等をいう。以下同じ。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(提案)

第2条 物品の協賛を希望する者は、提案書を園長に提出するものとする。

2 提案できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 広告主
- (2) 提案書の提出日現在、千葉市委託入札参加資格者名簿において、広告・催事の業種登録を受けている者
- (3) 提案書の提出日現在、許可を受けて園内に公園施設を設置し、又は管理している者

(協議)

第3条 園長は、提案書が提出されたときは、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 園や地域の活性化に資するものであるか
- (2) 園の運営経費の節減に資するものであるか
- (3) 法令等に違反していないか
- (4) 千葉市広告掲載要綱及び千葉市広告掲載基準に適合しているか
- (5) 動物公園の目的に照らして不適切なものではないか
- (6) 公共施設・集客施設としての信頼性を損なうおそれのあるものでないか
- (7) その他園長が必要と認める事項

2 園長は、前項の審査で適当と認めたときは、提案者と協議するものとする。

3 園長は、協議に当たって必要があるときは、提案者に資料の提出や説明を求めることができるほか、提案の修正を求めることができる。

(採用の決定)

第4条 園長は、その指定する期間内に協議が成立し、相互に合意した場合は、提案者から協賛申込を受け付けるものとする。

2 協賛申込を行う者(以下「申込者」という。)は、次の各号に掲げる事項について承諾しなければならない。

- (1) 申込者は、広告について、事前に園の審査を受け、掲載の許可を受けるものとする。
- (2) 申込者は、掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。
- (3) 申込者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- (4) 申込者は、広告の掲載により本市又は第三者に損害を与え、又は苦情等があった場

合は、申込者の責任及び負担において解決するものとする。

- (5) 申込者は、広告に起因する問題が生じたときは、速やかにその旨を園長に通知し、自らの責任及び負担において、当該物品の回収その他の必要な処理を行わなければならないこと。
- (6) 申込者は、前項の規定による回収を行ったときは、代替の物品を負担すること。
- (7) 物品が第3条第1項第3号から第6号までに該当することとなったとき、又は通常の使用に供することが困難になったときは、予告なく物品の使用・配布等を中止することについて了承すること。
- (8) 訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。
- (9) その他園長が必要と認める事項

3 園長は、提案について採用しないものとしたとき、又はその指定する期間内に協議が成立しないときは、提案者に採用しない旨の通知をするものとする。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。

(公募等)

第5条 園長が必要と認めるときは、物品の協賛を公募することができる。

2 公募は、千葉市ホームページ等に次の内容を掲載することにより行う。ただし、公募の内容と異なる条件の提案を妨げるものではない。

- (1) 物品の名称・目的
- (2) 物品の規格・数量
- (3) 募集期間
- (4) その他公募に当たり必要な事項

3 同様の物品について、複数の提案がある場合は、次の各号に定めるところにより順位を付すものとする。この場合において、提案者は、異議を申し立てることはできない。

- (1) 公募によらないもの 園の事務所に到達した順（同日の場合は抽選）
- (2) 公募によるもの 募集期間内に提案のあったものについて、協賛の内容や第3条第1項各号に掲げる項目等を斟酌し、園長が最も有利なものとして認めたものから付した順

4 前項の場合において、第3条の協議は、第一順位の者から行い、園長の指定する期間内に協議が成立しない場合は、順次、次順位の者と協議を行うものとする。

5 公募の場合の提案その他の手続は、前4項に定めるもののほか、第2条から前条までの規定による。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年12月15日から施行する。